

平成28年度経済産業省事後評価実施計画

1. 平成28年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「経済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、平成28年度経済産業省事後評価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第7条第2項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

平成28年度の間とする。

4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

① 評価対象

事後評価は（ア）及び（イ）を対象とし、評価書を作成する。

（ア）経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる27施策

（イ）経済産業省の所掌に係る租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策のうち評価の必要性の高いもので、別紙に掲げるもの

② 評価方法

評価対象となる施策を主管又は別紙に掲げる租税特別措置等を所管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。

事後評価を実施する租税特別措置等

1. 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
2. 青色申告特別控除
3. 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
4. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法、中心市街地活性化法）
5. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特別区域法）
6. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等
7. 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等
8. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
9. 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
10. 外国組合員に対する課税の特例
11. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
12. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度）
13. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）
14. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（委託者保護基金）
15. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
16. 使用済自動車に係る自動車重量税の還付
17. 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
18. 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
19. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る鉱区税の軽減税率